

白岡市水道施設運転管理等包括業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月15日

白 岡 市

この実施要領は、白岡市が実施する白岡市水道施設運転管理等包括業務委託を受注する事業者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、別冊の以下書類と一体をなすものである。

参加希望者は、これらの内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

- 1 要求水準書
- 2 要求水準書（別紙）
- 3 受注候補者評価基準
- 4 様式集
- 5 特記仕様書
- 6 業務委託契約書（案）

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	1
	(2) 業務期間	1
	(3) 対象施設	1
	(4) 業務の対象	1
	(5) 業務の方式	2
3	見積上限額	2
4	契約保証金	2
5	参加資格要件	2
6	スケジュール	3
7	本プロポーザルに関する質問	3
	(1) 受付期間	3
	(2) 提出方法	3
	(3) 電子メールアドレス	4
	(4) 回答方法	4
8	現地見学会	4
	(1) 開催日時	4
	(2) 開催場所	4
	(3) 実施内容	4
	(4) 見学施設	4
	(5) 留意事項	4
9	参加申込書類の提出	4

(1)	提出期間	4
(2)	提出方法	4
(3)	提出部数	4
(4)	提出書類	4
(5)	提出先	5
10	審査及び選定方法	5
(1)	審査（一次審査）	5
(2)	審査結果（一次審査）	5
(3)	業務提案書等の提出	5
(4)	見積書・見積内訳書	5
(5)	審査（二次審査）	5
(6)	受注候補者の選定	6
(7)	審査結果（二次審査）の通知	6
11	契約	6
(1)	協議	6
(2)	その他	6
12	実施要領等の補完	6
13	その他	6
(1)	言語及び通貨単位	6
(2)	費用負担	7
(3)	参加辞退の場合	7
(4)	失格事項	7
(5)	著作権等の権利	7
(6)	提出書類の取り扱い	7
(7)	異議申し立て	7
14	問い合わせ先	7

1 目的

白岡市水道施設運転管理等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）は、民間の創意工夫や技術力を活用し、効率的に施設を維持管理するため、契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務委託名 白岡市水道施設運転管理等包括業務委託

(2) 業務期間

ア 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

イ 契約日から令和8年9月30日までは、業務準備（引継ぎ）期間とする。

ウ 準備及び引継ぎに係る費用は受注者の負担とする。

(3) 対象施設

白岡市水道施設運転管理等包括業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、対象となる施設は次のとおりとする。

なお、各施設の概要等は別紙要求水準書及び要求水準書（別紙）に示すものとする。

分類	施設名	所在
高岩系統	高岩浄水場	高岩2211番地
	高岩1号井	
	高岩2号井	上野田1269番地
	高岩3号井	新白岡2丁目28番地1
	高岩4号井	寺塚273番地1
岡泉系統	岡泉浄水場	岡泉1325番地
	岡泉1号井	
	岡泉2号井	上野田60番地1
	岡泉3号井	岡泉556番地1
	岡泉4号井	岡泉891番地
大山系統	大山配水場	下大崎1590番地1
その他	水管橋用地	上野田1071番地1
	水道用地	寺塚6番地7

(4) 業務の対象

本業務の対象は、白岡市水道事業における施設の運転管理等業務とする。

ア 運転操作監視業務

イ 水質管理業務

ウ 電気及び機械設備等保守点検業務

- エ 施設維持管理業務
- オ 調達業務
- カ 施設警備業務
- キ 修繕業務
- ク その他関連業務

各業務の詳細については白岡市水道施設運転管理等包括業務委託要求水準書のとおり。

(5) 業務の方式

本業務は、複数年にわたり各種業務を包括的に性能発注する包括業務委託であるが、水道法上の管理に関する責務は全て白岡市の水道技術管理者が有することとする。

3 見積上限額

本業務の見積上限額は、次のとおりとする。

994,150,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※見積下限額（標準業務限度額）を設定するが、非公表とする。

4 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額（税込み）の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方が委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (3) 契約予定者は、上記(2)のア及びイの規定により、契約保証金を納付しないときは、契約を締結するまでの期間に、当該履行保険契約又は履行保証契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に定める事項を全て満たす者とする。

なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

- (1) 白岡市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、公表日（告示日）に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程（平成10年白岡町訓令第13号）による指名停止を受けていない者。
- (2) 公表日（告示日）において、埼玉県内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

い者。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て中又は更生手続中ではない者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではない者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (7) 白岡市暴力団排除条例（平成25年白岡市条例第2号）第2条の規定に該当しない者。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (9) 単体企業として過去5年以内に埼玉県内において、給水人口が50,000人以上の浄水場の履行期間3年間以上の運転管理業務を元請として履行した実績が2市町村以上あること。
- (10) 国又は地方公共団体が発注する浄水場運転管理業務の実績がある現場責任者を配置できる者。

6 スケジュール

公表（告示）から業務委託契約締結までの日程は、下記のとおりとする。ただし、手続きの進捗状況等により変更となる場合がある。

項目	日程
市ホームページでの実施要領等の公表(告示)	令和8年6月15日(月)
実施要領等に関する質問書受付期間	令和8年6月16日(火)から 令和8年7月7日(火)まで
現地見学会参加申込期間	令和8年6月16日(火)から 令和8年6月29日(月)まで
現地見学会	令和8年7月3日(金)
実施要領等に関する質問書回答(最終公表)	令和8年7月10日(金)
参加申込書提出期間	令和8年7月3日(金)から 令和8年7月13日(月)まで
審査(一次審査)	令和8年7月14日(火)から 令和8年7月21日(火)まで
審査結果通知(一次審査)及び 業務提案書等提出要請	令和8年7月24日(金)
業務提案書等提出期間	令和8年7月27日(月)から 令和8年8月18日(火)まで
審査(二次審査) プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月21日(金)
審査結果通知(二次審査)及び 受注候補者の決定・公表	令和8年8月下旬

7 本プロポーザルに関する質問

(1) 受付期間

令和8年6月16日（火）から令和8年7月7日（火）午後5時までに必着

(2) 提出方法

質問書【様式1】を電子メールにて送信すること。また、送信後速やかに担当あてに電話連絡をすること。

(3) 電子メールアドレス

jyougesuidou@city.shiraoka.lg.jp

(4) 回答方法

質問の回答は、随時白岡市公式ホームページに掲載する。

最終回答日 令和8年7月10日（金）

8 現地見学会

現地見学会への参加を希望する者は、現地見学会参加申込書【様式2】を令和8年6月29日（月）までに白岡市上下水道部上下水道課宛てに電子メールにて送信すること。

(jyougesuidou@city.shiraoka.lg.jp)

(1) 開催日時 令和8年7月3日（金）午前10時から

（午前10時から概ね午後2時までを予定。）

(2) 開催場所 高岩浄水場 会議室（白岡市高岩2211番地）

電話0480-92-1645

(3) 実施内容 事業説明・現地説明終了後、各施設の見学

(4) 見学施設 高岩浄水場及び高岩系統各井戸、岡泉浄水場及び岡泉系統各井戸、大山配水場

(5) 留意事項

ア 参加者は実施要領等を各自持参すること。

イ 開催場所から各見学施設への移動手段は参加者各自で手配すること。

ウ 時間の都合により、見学施設の一部を省略する場合がある。

9 参加申込書類の提出

本業務のプロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり提出すること。

なお、提出書類はすべて日本工業規格「A4版」片面印刷とする。

(1) 提出期間 令和8年7月3日（金）から令和8年7月13日（月）まで（白岡市の休日を含める条例（平成元年白岡町条例第24号）第1条に規定する本市の休日を除く。）

(2) 提出方法 白岡市上下水道部上下水道課に持参により提出すること。なお、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

代理人により提出する場合は、提出時に委任状【様式10】を併せて持参

すること。

(3) 提出部数 正本1部と副本11部

(4) 提出書類

ア 参加申込書【様式3】

イ 登記簿謄本（公表日以降に交付されたもの。）

ウ 定款（最新のもの。）

エ 会社概要（最新のもの。）

オ 財務諸表（直近2か年分。）

カ 納税証明書（参加申込書提出日から3ヶ月以内のもの。）

キ 浄水場運転管理業務実績【様式4】

ク 誓約書【様式5】

(5) 提出先

〒349-0213 埼玉県白岡市高岩2211番地
白岡市上下水道部上下水道課
電話 0480-92-1645

10 審査及び選定方法

(1) 審査（一次審査）

要領等に基づき提出された参加申込書類について、白岡市水道施設運転管理等包括業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が書類審査する。
実施期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）まで

(2) 審査結果（一次審査）

一次審査の結果については、全ての参加申込者に令和8年7月24日（金）付けで文書にて通知する。また、一次審査通過者には併せて業務提案要請書を送付する。

(3) 業務提案書等の提出

業務提案要請書を送付された参加申込者は、次により業務提案書類提出届【様式6】とともに業務提案書【様式6-1から様式6-6】及び見積書・見積内訳書【様式7・様式8】を提出すること。

ア 提出期間 令和8年7月27日（月）から令和8年8月18日（火）まで

イ 提出方法・提出先については、参加申込書類提出時と同様とする。

ウ 業務提案書については、各評価項目（細目）毎に1案とする。

業務提案書のサイズは、日本工業規格「A4版」横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときには折綴じとする。

業務提案書は、使用する文字サイズを10.5ポイント以上とし、30ページ以内でまとめ、ページ番号を付すること。

エ 提出部数 正本1部と副本11部

(4) 見積書【様式7】・見積内訳書【様式8】

ア 見積書は、業務期間（５年間）に相当する金額を消費税及び地方消費税額を含まない金額で記載すること。

イ 見積内訳書【様式８】を添付すること。

(5) 審査（二次審査）

業務提案書を提出した応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙「受注候補者評価基準」により審査する。

ア 実施予定日 令和８年８月２１日（金）※時間・詳細については別途通知する。

イ 会場 高岩浄水場 会議室（白岡市高岩２２１１番地）

ウ 出席者 ５名以内

エ 実施時間 ４０分以内（プレゼンテーション２５分 質疑応答１５分）

※なお、プロジェクターとスクリーンを使用する場合は、事前に担当者に報告し調整すること。

オ その他 応募者多数の場合は、時間の短縮や別途審査日を設ける場合がある。
また、状況によりプレゼンテーション及びヒアリングについては、実施しない場合がある。

(6) 受注候補者の選定

審査委員会は、総合評価点の高い順に評価順位を決定し、最高得点者を受注候補者として選定する。ただし、総合評価点が満点の２分の１以上の応募者がいない場合は「該当者なし」とする。

応募者が一者の場合であっても、総合評価点が満点の２分の１以上であれば受注候補者として選定する。

(7) 審査結果（二次審査）の通知

ア 通知方法 プレゼンテーション審査を受けたすべての応募者に文書で通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は別紙「受注候補者評価基準」に示す総合評価点について公表し、事業者名は受注候補者のみとし、順次位以下は匿名で公表する。なお、電話及びメール等による問い合わせには応じない。

イ 通知・公表日 令和８年８月下旬

11 契約

(1) 協議

受注候補者は、白岡市上下水道部上下水道課と詳細に協議を行い、協議が成立した場合に契約を締結する。

(2) その他

受注候補者が辞退または参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、順位が上位にあった者から受注候補者とし、協議が成立した場合に契約を締結する。

12 実施要領等の補完

市は実施要領等に定めるものの他、必要な事項が生じた場合や、実施要領等を補完又は修正

する必要が生じた場合には、市ホームページ等を通じて公表・通知する。

13 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用などの経費は、全て参加者の負担とする。

また、やむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認める

ときは、停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において提案に要した費用を白岡市長に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は業務提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式9】を提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 二次審査（ヒアリング）実施時に、正当な理由が無く欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注者に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、白岡市は受注者にあらかじめ通知をすることにより、その一部または全部を無償で使用するものとする。

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類等については変更できないものとし、また返却しない。提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は市が指示した場合を除き認めない。

(7) 異議申し立て

参加表明者は、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14 問い合わせ先

〒349-0213 埼玉県白岡市高岩2211番地
白岡市上下水道部上下水道課管理担当

電話0480-92-1645

e-mail:jyogesuidou@city.shiraoka.lg.jp

